



申1号「賃金制度等の改正について」に関する説明交渉を行う！③

第14項 移転料を40,000円、扶養親族移転料を10,000円とした根拠を明らかにすること。

- ・役所の届け出、移転に伴うインフラ等の手続き、ご近所へのあいさつ回りなどを積み上げ直した。
- ・諸々の手続きの証拠書類をそろえて手続きする手間を考慮して渡しきりとする判断をした。
- ・扶養親族移転料の、子供の年齢区分は無くして一律とした。
- ・移転休暇は、特・公休に引越ができない事情を考慮し会社が認める休暇であり、事例はあまりない。

第15項 家財運送料を会社が負担することについて、運送業者との申請方法、対象となる範囲、上限金額等について明らかにすること。

- ・ジェイール東日本物流が窓口となり、異動者の希望を聞いて引越業者と調整する。対応出来る会社を紹介されてその中から選ぶことになる。支払いは会社間で精算するため個人の手続きはない。
- ・家財等の対象物は一覧として列挙する予定。給湯器の移転等は一般的な引越業者で対応出来る物か判断が必要になる。特殊な物となれば個人負担となる。
- ・新入社員の運送料は現状では従来通りの取扱い(事務担当が入力)になる。変更は今後検討する。

第16項 外国旅行の旅費を見直す根拠を明らかにすること。

- ・外国旅行は実費がベース。実費ならば為替の変動にも対応できる。
- ・旅行雑費は予防注射、パスポート手数料、ビザなどである。
- ・食卓料については支給実績がないため、今回で廃止する。同様な経費が発生すれば実費を支給する。
- ・支度料については職責など関係ないことから廃止し、渡航諸費として定額にした。

第17項 日当等の廃止に伴う特別措置として、一時金を支給する理由を明らかにすること。

- ・旅費支給の実態として手元に残る現実もあり、一気に変えると激変になるので一時金として支給する特別措置である。
- ・旅費の一時金ではなく賃金の範疇としての一時金になる。課税対象だ。

第18項 日当等の廃止に伴う特別措置の、一時金の算定について、以下の各号の根拠を明らかにすること。

- ・一時金の算定を3年にした根拠はその年によって増減があるので3年なら均せるという考えだ。
- ・勤続年数が3年ない場合は分母が1年、2年となる
- ・休職期間中も除算はしない。
- ・一時金は来年度の実施となれば3月に集計するので夏季手当に反映する。
- ・旅費全体の支給実績は30億円から40億円。今後は勤務実態において変わってくる。

第19項 日当等の廃止に伴う特別措置の支給対象となる範囲と内容について、以下の各号の内容を明らかにすること。

- ・グリーンスタッフの支給の調査期間は契約期間になる。4年契約なら3年遡る。
- ・グリーンスタッフは1年契約になるので基礎額に対して、残りの契約期間の月数を掛ける。
- ・エルダーへの支給は本体勤務に限る。
- ・出向は出向先の定めの旅費が支給されるので対象ではない。
- ・定年退職の場合は2020年4月1日時点で退職までの月数分を支給する。
- ・定年退職で一時金の支給が3年以内の支給となり、その後、エルダーとして本体勤務になった場合は、精動手当支給時に残りの月数を支給する。

賃金制度等の改正について、説明申し入れの項目について議論を行いました。ジョブローテーションに関連することや、旅費の支給の変更によって賃金・手当を含めて労働条件が大きく変わる内容です。説明交渉を終えて、今回の賃金制度改正とその考え方について、幾つか課題があると認識しています。誰もが納得できる賃金制度を実現するために、職場から議論を深めていきましょう！